

「市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の一部改正（案）について

令和5年2月

総合政策部 情報政策課

1 概要

本規則は、他の条例等の規定により書面等で行う申請等について、当該条例等に関わらず電子的な申請を可能とする目的で定めたものです。

行政手続のオンライン化を推進し、市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、本規則における「あらかじめ根拠となる法令又は名称及び条項を告示する」としている、事実行為を周知するために行う告示を、電子申請システム上で公表する運用に改めることから、規則の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容

第3条第1項の「告示」を、以下のとおり「公表」に改正するものです。

(手続等の公表)

第3条 市長は、市長等がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を公表するものとする。

3 施行日

交付の日としようとするものです。